

資料2

沖縄県振興審議会運営方法等について

平成23年4月18日
沖縄県振興審議会会長決定
沖縄県振興審議会確認

新たな計画（「沖縄21世紀ビジョン基本計画」）等に関する沖縄県振興審議会（以下、「県審議会」という。）の調査審議等に係る運営方法等については、以下のとおりとする。

1 調査審議の目的

- (1) 沖縄振興計画の期限が残り1年を切り、新たな沖縄の創造に向けたあり方を検討する重要な時期を迎えている。
- (2) こうした中、県では、未来を見据え、県民の参画と協働のもとに、将来のあるべき沖縄の姿を描いた基本構想である沖縄21世紀ビジョンを策定した。
- (3) 同時に、現行の沖縄振興計画に基づく各種施策等の総点検を実施し、課題及び対策等の検証を行った。
- (4) これらを踏まえ、沖縄県振興審議会は、県が取りまとめる新たな計画等に関する諸問事項について、委員それぞれの専門的観点に基づき調査審議を行う。

2 調査審議について

- (1) 新たな計画等に関し、県が作成・取りまとめた資料及び委員並びに部会又は専門委員から提出された意見等に基づき、委員それぞれの専門的観点により調査審議を行う。
- (2) 新たな計画等に関する調査審議事項が多岐にわたることなどから、県審議会の下に部会を設置し、専門委員を配置して集中的に調査審議を行う。
- (3) 委員及び専門委員は、適宜、意見書を提出することができる。
- (4) 部会長には、県審議会委員を充てる。
- (5) 県審議会委員は、部会に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 専門委員は、属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- (7) 部会間の意見の調整、県審議会報告事項の取りまとめ等のため正副部会長合同会議を設置する。会議の運営に關し必要な事項は、総合部会長が定める。
- (8) 会議の進行等について、県審議会担当又は部会担当部課は、会長又は部会長と事前に十分な調整を行う。
- (9) 県は、資料等の提供にあたっては、十分な調査審議が可能となるよう配慮する。

3 部会の設置等について

(1) 新たな計画等に関する調査審議のため下表のとおり、部会を設置する。

(2) 部会の運営は、「沖縄県振興審議会運営要綱」、部会を担当する部等については、「沖縄県振興審議会運営要領」とおりとする。(下表の()内は、部会担当部及び課)

部会名	所掌事務
総合部会 (企画部企画調整課)	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活、交流等に関すること
産業振興部会 (商工労働部産業政策課)	観光・リゾート産業、情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成(他部会の所掌に属するものを除く。)、雇用、エネルギー等に関すること
農林水産業振興部会 (農林水産部農林水産企画課)	農林水産業等に関すること
離島過疎地域振興部会 (企画部地域・離島課)	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関すること
環境部会 (環境生活部環境政策課)	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関すること
福祉保健部会 (福祉保健部福社保健企画課)	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること
学術文化・人づくり部会 (企画部企画調整課)	教育・人材育成、歴史、学術文化等に関すること
基盤整備部会 (土木建築部土木企画課)	県土構造、都市整備、交通体系(基盤・ネットワーク・コスト)、情報通信体系(基盤・ネットワーク・コスト)、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関すること
(企画部交通政策課)	
(企画部情報政策課)	

4 日程及び調査審議事項等について

(1) 県審議会の開催日程及び調査審議事項等については、概ね下表のとおりとするが、審議状況等を踏まえ会長が決定し、委員に通知する。

諮詢事項	開催時期及び調査審議事項等
新たな計画の基本的考え方 (案)について	<p>1 平成23年4月18日</p> <p>〔①委嘱状交付、②新たな計画の基本的考え方(案) の諮問及び審議、③県振興審議会運営方法の確認、 ④部会に属すべき委員及び専門委員の指名、⑤部会 長、副部会長の指名〕</p>
	<p>2 7月上旬</p> <p>〔①部会から調査審議結果報告等を受け、答申に向 けた審議及び取りまとめ〕</p>
新たな計画(案)について	<p>1 10月初旬</p> <p>〔①新たな計画(案)の諮問及び審議〕</p>
	<p>2 12月中旬</p> <p>〔①部会から調査審議状況の報告を受け、審議〕</p>
	<p>3 平成24年3月上旬</p> <p>〔①部会から調査審議結果報告を受け、答申に向け た審議及び取りまとめ〕</p>

(会議の所要時間は、各2時間程度)

- (2) 部会及び正副部会長合同会議については、概ね次表のとおりとするが、審議状況等を踏まえ、部会長及び総合部会長が決定し、委員及び属する専門委員に通知する。
- (3) 部会は、所掌事務に沿って部会開催ごとの調査審議事項を設定し、審議を行う。部会開催日程及び議題等は、部会担当部が案を作成し、部会長と調整の上、決定する。

諮問事項	開催時期等
新たな計画の基本的考え方(案)について	<p>【正副部会長合同会議】</p> <p>1 平成23年4月18日（所要：1時間程度）</p> <p>2 6月下旬（所要：2時間程度）</p>
【部会】	
1 4月下旬～5月中旬	
2 5月中旬から5月下旬	
3 5月下旬から6月中旬	
新たな計画（案）について	<p>【正副部会長合同会議】</p> <p>1 10月初旬</p> <p>2 平成24年2月中旬</p>
【部会】	
1 10月中旬	
2 11月中旬	
3 12月中旬	
4 平成24年2月中旬	

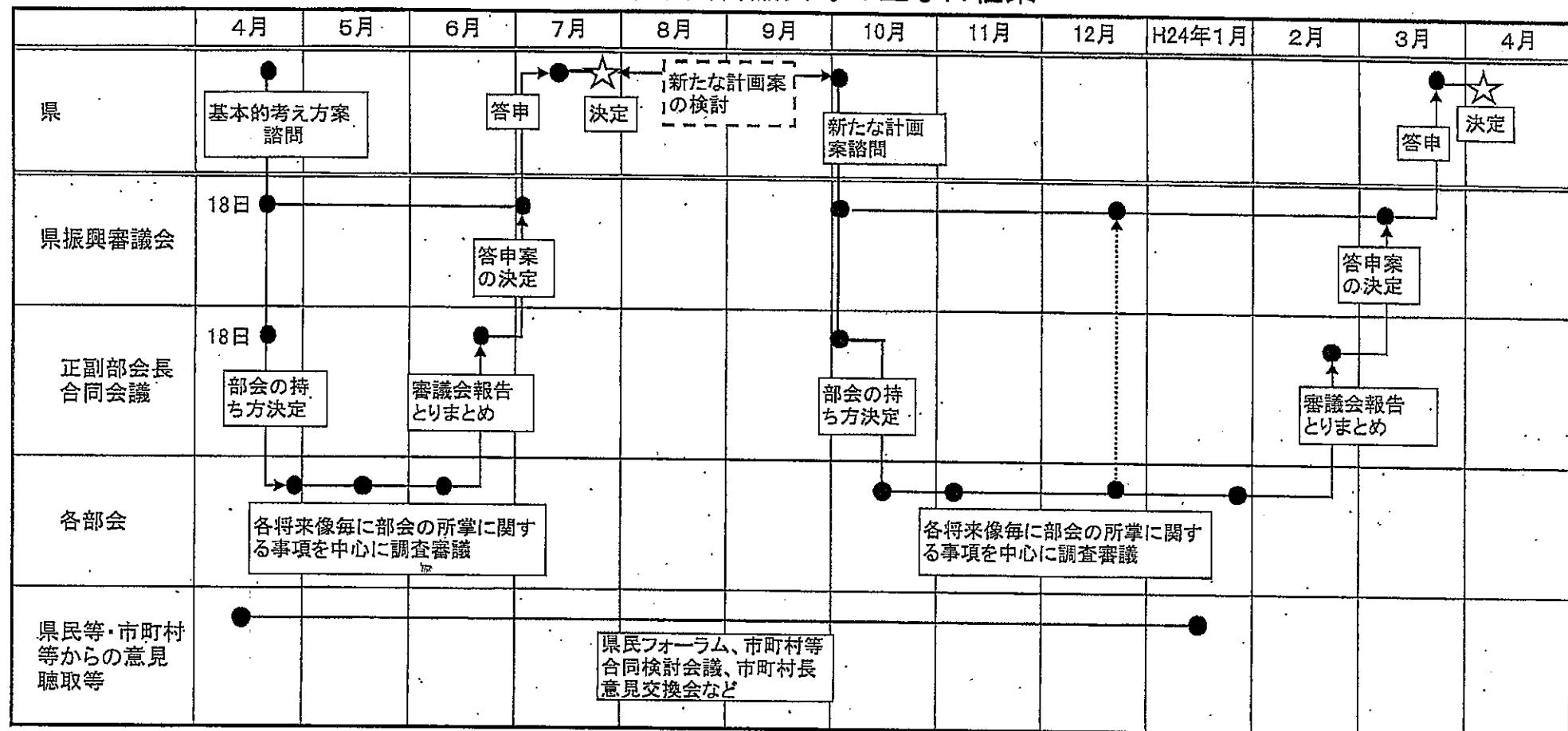
(部会の所要時間は、3～4時間程度)

5 その他

上記のほか、県審議会及び部会の運営等に関しては、会長及び部会長と企画部企画調整課及び部会担当部で協議の上、対応する。

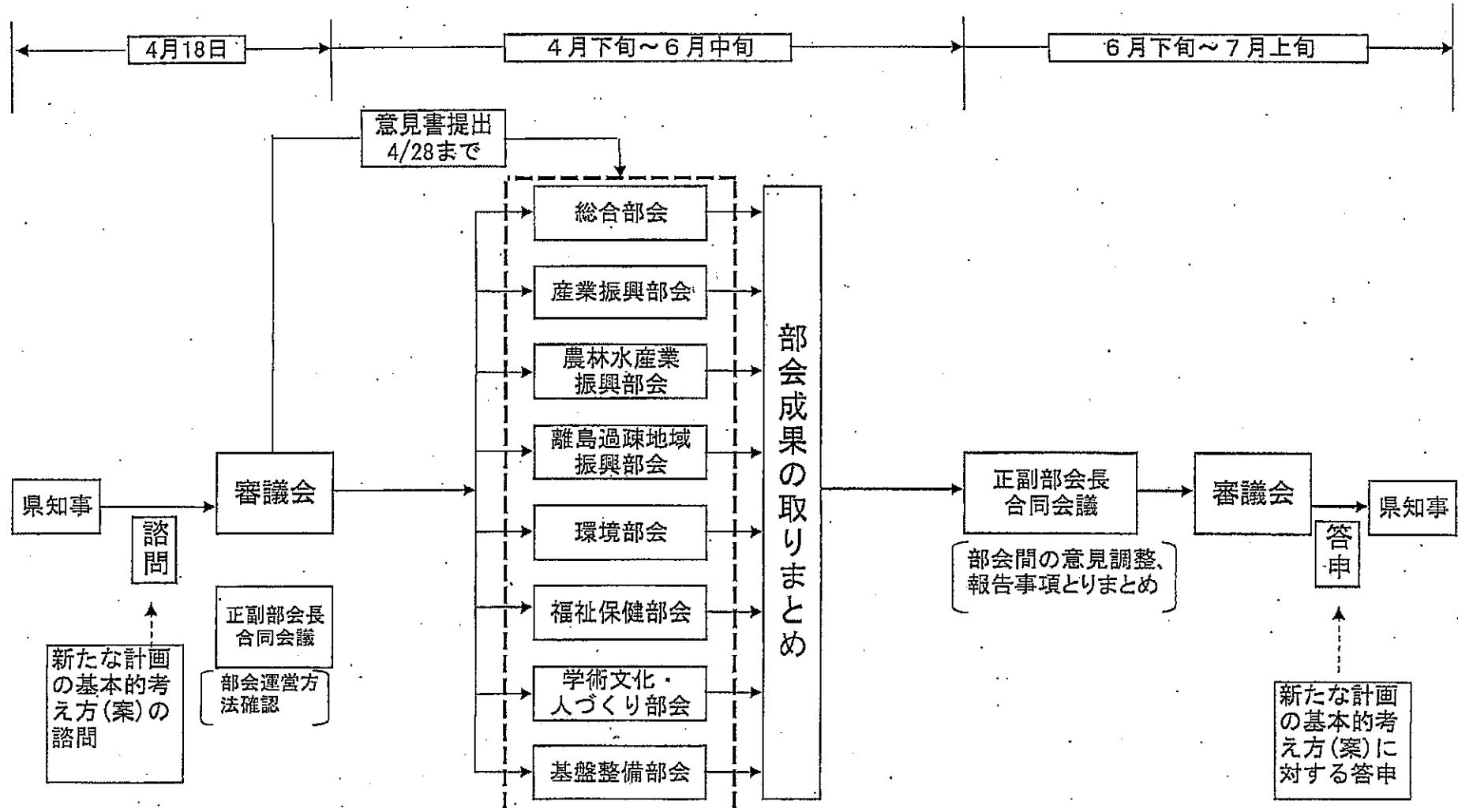
別添1

沖縄県振興審議会等の主な日程案



別添2

新たな計画の基本的考え方(案)に対する調査審議の進め方(案)



別添3

当面の部会開催日程及び主な議題（案）

部会名	第1回部会（平成23年4月下旬～5月中旬）	第2回部会（5月中旬～5月下旬）	第3回部会（5月下旬～6月初旬）
総合部会	第1章 総説 第2章 基本方向 第6章 計画の枠組み	第3章 基本施策 2-(4)社会リスクセーフティネット 2-(5)米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決 2-(7)共助・共創型地域づくりの推進 3-(13)駐留軍用地跡地の利用促進 3-(14)政策金融の活用 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して 5-(6)地域社会を支える人材の育成	第4章 克服すべき沖縄の固有課題 1 基地問題解決と駐留軍用地跡地利用 2 離島の条件不利性克服と国益貢献 3 海洋島しょ國 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 4 地方自治拡大への対応 第5章 圏域別展開（展開の基本方向等） ☆調査審議結果の取りまとめ
産業振興部会	第3章 基本施策 1-(5)文化産業の戦略的な創出・育成 3-(2)世界水準の観光リゾート地の形成 (3)情報通信関連産業の高度化・多様化 (4)アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	第3章 基本施策 2-(1)健康・長寿おきなわの推進 3-(5)科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成 (6)沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出 (8)地域産業を支える中小企業等の振興 (9)ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	第3章 基本施策 3-(10)雇用対策と多様な人材の確保 5-(5)産業振興を担う人材の育成 その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
農林水産業振興部会	第3章 基本施策 3-(7)亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興	第3章 基本施策 2-(7)共助・共創型地域づくりの推進 3-(7)亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
離島過疎地域振興部会	第3章 基本施策 3-(11)離島における定住条件の整備	第3章 基本施策 3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
環境部会	第3章 基本施策 1-(1)自然環境の保全・活用・再生 (2)持続可能な循環型社会の構築	第3章 基本施策 1-(3)低炭素島しょ社会の実現	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
福祉保健部会	第3章 基本施策 2-(1)健康・長寿おきなわの推進 (2)子育てセーフティーネットの充実	第3章 基本施策 2-(3)健康福祉セーフティーネットの充実 その他、部会の所掌事務に関する分野	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
学術文化・人づくり部会	第3章 基本施策 1-(4)伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造 5-(11)沖縄らしい個性を持った人づくりの推進 (2)公平な教育機会の享受に向けた環境整備	第3章 基本施策 5-(3)自ら学ぶ意欲を育む教育の充実 (4)国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築 (5)産業振興を担う人材の育成 (6)地域社会を支える人材の育成	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ
基盤整備部会	第3章 基本施策 1-(6)価値創造のまちづくり (7)人間優先のまちづくり 2-(6)地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	第3章 基本施策 1-(3)低炭素島しょ社会の実現 2-(4)社会リスクセーフティネット 3-(1)沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備 (8)地域産業を支える中小企業等の振興	その他、部会の所掌事務に関連する分野 ☆調査審議結果の取りまとめ

注1 上記の議題（案）は、主に各部会が所掌する分野の基本施策等を記載しているが、第1回の部会開催までに適宜議題の見直しを図っていくものとする。

2 新たな計画の基本的考え方（案）目次に対応する所管部会案は別添のとおりとする。

沖縄県振興審議会部会の調査審議分野(案)

新たな計画の基本的考え方(案) 目次		所管部会	関連部会
第1章 総説		総合	
1 計画策定の意義		総合	
2 計画の性格		総合	
3 計画の期間		総合	
4 計画の目標		総合	
第2章 基本方向			
1 基本的課題		総合	
(1) 時代潮流		総合	
(2) 地域特性		総合	
(3) 基本的課題		総合	
2 基本的指針		総合	
(1) 自立		総合	
(2) 交流		総合	
(3) 貢献		総合	
3 計画の展望値		総合	
4 施策展開の基軸的な考え方		総合	
(1) 日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築		総合	
(2) 沖縄らしい優しい社会の構築		総合	
第3章 基本施策			
1 沖縄らしい自然・歴史・伝統・文化を大切にする島を目指して			
(1) 自然環境の保全・活用・再生	環境	基盤、農林	
(2) 持続可能な循環型社会の構築	環境	基盤	
(3) 低炭素島しょ社会の実現	環境・基盤		
(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造	学術		
(5) 文化産業の戦略的な創出・育成	産業	学術	
(6) 価値創造のまちづくり	基盤	農林	
(7) 人間優先のまちづくり	基盤	福祉	
2 心豊かで、安全安心暮らせる島を目指して			
(1) 健康・長寿おきなわの推進	福祉・産業	学術	
(2) 子育てセーフティネットの充実	福祉	学術	
(3) 健康福祉セーフティネットの充実	福祉		
(4) 社会リスクセーフティネットの確立	総合・基盤	福祉	
(5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	総合		
(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	基盤		
(7) 共助・共創型地域づくりの推進	総合・農林	福祉	

沖縄県振興審議会部会の調査審議分野(案)

新たな計画の基本的考え方(案) 目次	所管部会	関連部会
3. 市場を活性化する事が目標とする事業		
(1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備	基盤	
(2) 世界水準の観光リゾート地の形成	産業	
(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化	産業	基盤
(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	産業	基盤
(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	産業	
(6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	産業	
(7) 亜熱帯性気候等を生かした特色ある農林水産業の振興	農林	
(8) 地域産業を支える中小企業等の振興	産業・基盤	
(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	産業	
(10) 雇用対策と多様な人材の確保	産業	
(11) 離島における定住条件の整備	離島	産業、福祉、基盤、学術
(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	離島	産業、農林、基盤、総合
(13) 駐留軍用地跡地の利用促進	総合	基盤
(14) 政策金融の活用	総合	離島、産業、基盤、農林等
4. 世界に開かれた交流と共生の島を目指す		
(1) 世界との交流ネットワークの形成	総合	産業、学術
(2) 国際協力・貢献活動の推進	総合	産業、農林、基盤、福祉
5. 多様な才能を尊重し、未来を拓く島を目指す		
(1) 沖縄らしい個性を持つた人づくりの推進	学術	
(2) 公平な教育機会の享受に向けた環境整備	学術	離島
(3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	学術	福祉
(4) 國際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	学術	産業、福祉
(5) 産業振興を担う人材の育成	学術・産業	農林、基盤
(6) 地域社会を支える人材の育成	学術・総合	福祉
第4章 克服すべき沖縄の固有課題		
1. 地域問題解決と駐留軍用地跡地利用		
(1) 概況	総合	基盤
(2) 克服の意義	総合	基盤
(3) 解決への道筋	総合	基盤
2. 離島の条件不利克服と国益裏面		
(1) 概況	総合	離島
(2) 克服の意義	総合	離島
(3) 解決への道筋	総合	離島

沖縄県振興審議会部会の調査審議分野(案)

新たな計画の基本的考え方(案) 目次		所管部会	関連部会
3. 沖縄県の地域開発と経済構造の整備	(1) 概況	総合	基盤
	(2) 克服の意義	総合	基盤
	(3) 解決への道筋	総合	基盤
4. 地方自治法大改正の対応	(1) 概況	総合	
	(2) 克服の意義	総合	
	(3) 解決への道筋	総合	
第5章 地域別展開			
5. 地域づくりの基本的考え方			
	(1) 自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かな地域づくり	総合	
	(2) 多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり	総合	
	(3) 主体性自立性を基軸とする地域づくり	総合	
6. 地域別展開の基本方向			
	(1) 北部圏域	総合	離島、産業、基盤、農林等
	(2) 中・南部圏域	総合	離島、産業、基盤、農林等
	(3) 宮古・八重山圏域	総合	離島、産業、基盤、農林等
第6章 計画の枠組み			
7. 計画の効果的な実現に向けて			
	(1) 実施計画の策定	総合	
	(2) 計画の効果的な推進	総合	
	(3) 効率的で効果的な県政の推進	総合	
8. 計画の法律による位置づけ			
	(1) 基本計画について	総合	
	(2) 新たな計画のスタイル	総合	

別添4

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

沖縄県振興審議会委員

氏名:

諮詢案 頁・行	諮詢案	意見(修正案文)	理由等
II			

返送先: 沖縄県企画部企画調整課 電話: 098-866-2026 FAX: 098-866-2351

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

※意見については、企画調整課で集約いたします。

※様式については、企画調整課からメールを送信しますのでメールによる返信又はFAXにより4月28日(木)までに提出願います。

沖縄県振興審議会部会運営方法等について

平成 23 年 4 月
沖縄県企画部

新たな計画等に關し、沖縄県振興審議会（以下、「県審議会」という。）に設置された部会の運営方法等は、「沖縄県振興審議会運営方法等について」等を踏まえ、以下のとおりとする。

1 部会の所掌事務及び事務分担について

部会の所掌事務及び部会運営担当部課は、下表のとおり。また、部会担当部課及び企画調整課の所掌事務は、同要領第3及び第6のとおりとする。

部会名	所掌事務	担当部課
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活、交流等に關すること	企画部 企画調整課
産業振興部会	観光・リゾート産業、情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く。）、雇用、エネルギー等に關すること	商工労働部 産業政策課 文化観光スポーツ部 観光政策課
農林水産業振興部会	農林水産業等に關すること	農林水産部 農林水産企画課
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に關すること	企画部 地域・離島課
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景觀の保全等に關すること	環境生活部 環境政策課
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に關すること	福祉保健部 福祉保健企画課
学術文化・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術文化等に關すること	企画部 企画調整課
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景觀形成、風景づくり等に關すること	土木建築部 土木企画課 企画部 交通政策課 企画部 情報政策課

<参考>

- (1) 部会所掌事務及び部会運営担当課について
沖縄県振興審議会運営要綱第2条別表
- (2) 部会担当部課及び企画調整課の所掌事務について
沖縄県振興審議会運営要領第3及び第6

2 部会の運営について

(1) 部会の目的

部会は、沖縄 21 世紀ビジョン（以下、「ビジョン」という。）で掲げた概ね 2030 年の沖縄のあるべき姿等の実現に向け、その所掌事務に関する事項について、専門的観点により調査審議を行い、県審議会に結果を報告する。

具体的には、新たな計画等に係る県案の基本施策ごとに設定された議題等に関して、施策の手段である施策展開、さらにその手段となる施策の妥当性などを、委員等各位の専門的見地から調査・検討し、最終的にこれらを取りまとめて、正副部会長合同会議での議論を経て、県審議会に報告する。

(2) 議題（調査審議事項）の設定

- ア 各部会は、部会所掌事務に沿って、部会開催ごとの議題を設定し、当該議題についての討議を行う。
 - イ 議題については、部会担当部課が案を作成し、部会長と調整の上決定する。
 - ウ 全体の議題の決定は、原則として初回の会議までに行い、同会議において専門委員に提示する。
 - エ なお、調査審議は、新たな計画の基本的考え方（案）、新たな計画（案）の 2 段階で行うことから、議題は、それぞれの段階について決定する。

(3) 会議（部会）の方法

- ア 専門委員等は、上記議題に沿って、委員等各位の専門的見地から調査審議を行う。
- イ 専門委員等は、議題に沿った意見書・レポート等を部会担当部に事前に提出することができる。意見を提出した委員は、会議の場で説明を行う。
- ウ 会議には参加せず、意見書のみ提出があつた場合は、意見書から一般的に把握できる内容の範囲において、部会で調査・検討するものとする。
- エ 原則として、会議ごとに議題を完結するものとし、それを踏まえた県の対応状況等については、部会最終会議において討議する。

(4) 県審議会委員等の部会への参加

- ア 県審議会委員は、部会に出席し、意見を述べることができる。
- イ 専門委員は、属する部会以外の部会に出席し、意見を述べることができる。
- ウ 部会の調査審議に当たり、県審議会委員及び専門委員の部会横断的な参加を促すたあらかじめ部会の議題を県審議会委員及び専門委員全てに通知する。

(5) 会議資料

- ア 部会担当部課は、委員等からの資料要求には、速やかに対応する。

イ 会議資料は、部会開催通知とあわせ、原則として開催 1 週間前までに、専門委員等
あて提供する。

(6) 部会成果の取りまとめ

ア 原則として、部会最終会議で調査審議に係る県の対応状況等を含めて取りまとめを
行う。
イ 取りまとめについての審議は、部会所属委員において行う。
ウ 審議結果については、正副部会長合同会議で全体的な調整を図った上で、県審議会
に部会長から報告する。

(7) 部会開催回数

会議開催回数については概ね次のとおりとするが、調査審議状況などを踏まえ、部会
担当部課が部会長と協議の上、決定する。
○新たな計画の基本的考え方（案）に係る調査審議の開催について
平成 23 年 4 月下旬から 6 月中旬までに 3 回を目途。
○新たな計画（案）に係る調査審議の開催について
10 月から平成 24 年 2 月中旬までに 4 回を目途。

(8) 部会（会議）開催

ア 部会の議事進行は、部会長が務め、運営は部会担当部課が行うとともに、企画調整
課はその補助を行う。
イ 部会の進行等について、部会担当部課は部会長と事前に調整を行う。
ウ 会議で出された質問や運営に関する要望等について、部会担当部課及び関係部局は、
当該会議において適切に対応し、速やかな対応が困難な場合は、原則として、次回の
会議において回答する。

3 部会（会議）の公開について

部会（会議）は、原則として公開とする。
ただし、部会長の判断により非公開とすることができる。

4 その他

上記の他、部会の運営等に関しては、部会長、部会担当部課及び企画調整課で調整の上、
対応する。

別添様式1

新たな計画の基本的考え方(案)に対する意見

氏名:

所属部会名(

部会)

詰問案 頁・行	詰 問 案	意 見(修 正 案 文)	理 由 等

※新たな計画の基本的考え方(案)について、ご意見がありましたらご記入願います。

なお、作成の際は、「3-(11)離島における定住条件の整備」、「3-(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」、その他部会の所掌事務に関連する分野について、それぞれ別様で作成していただきますようお願いします。

別添様式2

各部会における修正意見一覧

番号	修正箇所 (頁、行)	意 見(修正案文)	理 由 等	審議結果	部会名	所管部局名